

伐採・造林作業チェックリスト（雛形）								
森林の所在								
補助事業の活用		事業名：						
(有・無)		施業種：		施業内容：				
伐採事業者名								
造林事業者名								
項目	チェックリスト			伐採事業者 のチェック	造林事業者 のチェック			
全体計画	伐採関係	・区域面積 （ ha)			☐	☐		
		・伐採期間 （ ～)						
	集材路 森林作業道	・開設延長 （ m)						
		・開設期間 （ ～)						
	植栽	・区域面積 （ ha)						
		・植栽期間 （ ～)						
	連携	・伐採作業と造林作業を連携することについて協定を交わしている。					☐	☐
	森林所有者 の同意	・提案した施業内容について同意を得ている。					☐	☐
事前調査	・森林の土地、立木の権利を確認している。 (伐採等の区域の隣接所有者も確認している。)			☐	☐			
	・伐採等の区域の境界を確認している。(区域の境界を明確化する。)			☐	☐			
	・森林経営計画の有無の確認 (有 ・ 無)			☐	☐			
	(有の場合)	・伐採等の内容が森林経営計画の認定要件に適合している。						
		・伐採や造林について森林経営計画に係る必要な手続きを行う。						
	・「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出の必要の有無の確認 (有 ・ 無)			☐	☐			
	(有の場合)	・伐採を始める90～30日前までに提出する。						
		・市町村森林整備計画に定める標準的な方法に適した伐採及び造林の計画となるよう努める。						
	・保安林等法令の制限の有無の確認 (有 ・ 無)			☐	☐			
	(有の場合)	・必要な手続きを行う。						
・森林の土地の購入に伴う必要な届出の有無の確認 (有 ・ 無)			☐	☐				
(有の場合)	・必要な手続きを行う。							
・補助事業の履歴等の有無の確認 (有 ・ 無)			☐	☐				
(有の場合)	・補助金返還案件に該当しないことを確認している。							
森林所有者 の意向	(伐採関係) ・ ・			☐	☐			
	(造林関係) ・ ・			☐	☐			

項目	チェックリスト			伐採事業者 のチェック	造林事業者 のチェック	
伐採作業関係	・伐採跡地が連続しないよう、伐採跡地間には適切に残存帯を確保する。（少なくとも周辺森林の成木の樹高程度）			☐		
	・林地の保全、落石等の被害防止のため、溪流周辺や尾根筋に保護樹帯を設置する。また、野生生物等に対する必要な保護対策をする。					
	・伐採木や転石等の落下防止や騒音対策を行う。			☐		
	・現場に立て看板等を設置する等により、安全確保等に努める。			☐		
	・地域住民の通行する道路では、作業が妨げにならないよう注意し、道路の使用について地元の理解を得る。			☐		
	・地元住民に事前に説明を行う。			☐		
集材路関係 森林作業道関係 土場関係	・現地踏査等により、地形、地質、水系等を確認するとともに、周辺の道路等の公共施設、人家、田畑、取水施設等の有無を確認する。（有 ・ 無）			☐	☐	
	有の場合	（具体的な施設等と対策） ・ ・				
	・開設前に排水、濁水状況を把握する。（特に降雨時）			☐	☐	
	・土砂流出防止対策、濁水対策、排水対策を行う。			☐	☐	
	・降雨時の作業は避ける。			☐	☐	
	・ゲートの設置等や施設等により適正に管理する。			☐	☐	
	・主伐時における伐採・搬出指針、山口県森林作業道開設基準等に適合するように計画する。			☐	☐	
事前計画	（造林事業の場合）	・人工造林に係る事前計画を提出する。（連携内容の記載も含む。）			☐	
連携作業関係	・伐採時に使用する機械を用いて枝条残材を処理する。（機械地拵え）			☐	☐	
	・枝条残材の処理方法について、伐採事業者と造林事業者が打合せを行う。					
	枝条残材の 処理方法 （機械地拵え）	存置 ・ 搬出	（存置の場合の処理方法） ・			
		（存置の場合）	・植栽作業を想定して、機械地拵えを行う。			
			・雨水を堰き止め、崩壊の誘発等がないよう片付ける。			
			・巨大な枝条残材の山積みは避け、分散して処理する。			
	・伐採時に使用する車両系機械（架線系機械）により、苗木や資材等を運搬する。（機械運搬）			☐	☐	
	・苗木や資材等の運搬について、伐採事業者と造林事業者が打合せを行う。					
	機械による 運搬内容	苗木	・ ・			
		資材	・ ・			
	・伐採後の集材路の取扱いについて、伐採事業者と造林事業者が打合せを行う。			☐	☐	
	集材路等上の 植栽の有無	有	・植栽するために、撤収時に締め固まった土は掘り起こす。			
		無	・森林作業道として継続使用するため、事業主体（ ） は必要な補修を行い、管理する。			
・			☐	☐		
・			☐	☐		
造林関係	・森林経営計画等必要な計画に当該施業を計画している。				☐	
	・補助事業の要件を満たす施業の内容となっている。				☐	
	・除地（植栽不可能地）は適切に設定している。				☐	